

公益財団法人日本ハンドボール協会 肖像規程

(本規程の目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ハンドボール協会（以下、JHA という）が選出するハンドボール日本代表チームのメンバーの肖像等の取扱いなどについて必要な事項を定めるものとする。

(本規程の精神)

第2条 JHA は本規程のもと、日本代表メンバーの肖像等及び肖像権を以下の精神に則り取り扱う。

- (1) JHA は、定款第3条に定めるハンドボール競技の普及及び振興を図る目的のため、日本代表メンバーの肖像等を使用するものとする。
- (2) JHA は、日本代表メンバーから委託を受けた肖像等を適切に管理するとともに、その肖像権を保護する。
- (3) JHA は、JHA がマーケティング活動をする上で、JHA が JHA オフィシャルパートナー、オフィシャルスポンサー、およびオフィシャルサプライヤーに付与している権利を適切に管理する。
- (4) JHA は、JHA 以外の第三者に対して日本代表メンバーの肖像の使用を許諾し、その対価として肖像使用料を受け取った場合、日本代表メンバーに還元する場合を除き、JHA の選手強化費に充てるなど、ハンドボール競技の普及及び振興の目的のためのみ使用する。

(用語の定義)

第3条 本規程で用いる次の各用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「肖像等」とは、個人の容貌・姿態および個人を特定し得る氏名、呼称、音声、筆跡、記録等をいう。肖像等には、画像、動画、イラスト、サイン、氏名、ニックネーム、役職名、録音音声等が含まれるがそれに限らない。
- (2) 「肖像権」とは、肖像等をみだりに撮影もしくは記録され、または、肖像等を公表または使用されない権利、および、肖像等のもつ財産的価値を使用する権利をいう。
- (3) 「日本代表メンバー」とは、日本国内外で開催されるハンドボール国際試合に際して、JHA が選出する選手・監督・スタッフ等（男女、フル代表、アンダーエイジカテゴリーを含む。以下「メンバー」という）をいう。試合や強化を目的とした合宿・遠征・練習試合等に代表候補として招集されたメンバー、肖像等が使用される直前の試合に際し選出・招集されたメンバーも日本代表メンバーに含まれる。
- (4) 「所属チーム」とは、日本代表メンバーが現在所属するチーム、学校、企業または団体をいう。

- (5) 「日本代表としての肖像等」とは、日本代表メンバーとしての立場で活動している場面における日本代表メンバーの肖像等をいう。この場合、代表ユニフォームの着用の有無や試合中であるか否かなどは問われないものとし、日本代表メンバーとしての活動であると通常人が認識しうる場面の肖像等を含むものとする。たとえば、私服であっても、日本代表メンバーとしてテレビ番組に出演する場合や雑誌のインタビューを受ける場合の肖像等は日本代表としての肖像等に含まれる。
- (6) 「肖像使用料」とは、使用料、出演料、謝礼、その他の名目の如何を問わず、日本代表としての肖像等を第三者に使用させることに対する対価であると合理的に判断できるものをいう。

(日本代表としての肖像の管理・運用)

第4条 日本代表メンバーは、本規程の精神に同意し、自らの日本代表としての肖像等及び肖像権の管理・運用について、文書をもって専属的に JHA に委託するものとする。

2. JHA は日本代表メンバーから委託を受けた肖像等ないし肖像権について、第三者による権利侵害を受けることの無いよう、また日本代表メンバーの不利益にならないよう、誠意を持って肖像権の管理・運用に努める。
3. 日本代表メンバーは、JHA の文書による許諾なく、日本代表としての肖像等又は肖像権の管理・運用を JHA 以外の第三者に許諾ないしは委託してはならないものとする。
4. JHA は本規程に定めるところにより、日本代表としての肖像等を自ら使用し又は第三者に対してその使用を有償又は無償で許諾できるものとする。
5. JHA が日本代表としての肖像等を第三者に使用させることの対価として金銭その他の経済的利益を受けた場合、本規程第10条の定めるところにしたがい、その経済的利益を配分するものとする。

(JHA による肖像使用)

第5条 JHA は、JHA が行う広告、宣伝、広報およびプロモーション活動、並びに JHA が製作する有償販売、または無償提供するグッズに、日本代表としての肖像等を無償で使用できるものとし、日本代表メンバーはこれに積極的に協力するものとする。

(JHA 加盟団体・日本ハンドボールリーグ機構による肖像使用)

第6条 JHA は、次の JHA に加盟する団体（都道府県協会、ブロック協会、その他連盟を含むがそれに限らない。以下「加盟団体」という）、並びに日本ハンドボールリーグ機構（以下、「JHL」と言う）に対し、加盟団体又は JHL が行う広告、宣伝、広報およびプロモーション活動に使用させる目的のもと、日本代表としての肖像等の使用を有償又は無償で許諾することができるものとし、日本代表メンバーはこれに協力するものとする。この場合、JHA は、加盟団体または JHL に、事前に使用目的、時期、内容等を記した書面を提出させ、その内容を審査するものとし、不相当と判断される場合には使用を許諾してはならない。

(官公庁・公益団体等による肖像使用)

第7条 JHA は、官公庁（スポーツ庁・警察庁・消防庁を含むがそれに限らない）並びに、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本スポーツ協会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構、その他、公益性が高いと JHA が判断する機関ないし団体等（以下「公益団体等」という）に対し、当該公益団体等の広報活動に使用させる目的のもと、日本代表としての肖像等の使用を有償又は無償で許諾することができる。この場合、JHA は官公庁または公益団体等に、事前に使用目的、時期、内容等を記した書面を提出させ、その内容を審査するものとし、不相当と判断される場合には使用を許諾してはならない。

2. 前項の規定は、出版社が学校教育で使用する教科書に日本代表としての肖像等を使用する場合も同様とする。

(ハンドボールの発展のための肖像使用)

第8条 JHA は、ハンドボールの発展に特に寄与すると判断される場合（ハンドボール漫画等）、前2条に定める以外の者に対して、日本代表としての肖像等を使用することを有償又は無償で許諾することができる。この場合、JHA は、許諾を与える者に対し、事前に使用目的、時期、内容等を記した書面を提出させ、その内容を審査するものとし、ハンドボールの発展に寄与しないと判断される場合、もしくは不相当と判断される場合には使用を許諾してはならない。

(第三者による肖像使用)

第9条 日本代表メンバーは、第三者から、日本代表メンバーとしての活動に関連して以下の各号に定める申し入れを受けた場合には、速やかに JHA に伝え、JHA の判断と指示に従うものとする。

(1) 広告出演

所属チーム以外の第三者の広告、宣伝および販売等の商業活動への関与、第三者が開催するイベントへの出演

(2) 出版物への出演・取材

テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、書籍、インターネット等の取材（大会結果等のスポーツ報道および別途 JHA が認める定期刊行物は除く）

(3) グッズへの肖像使用

有償販売または無償提供されるグッズへの肖像使用

(肖像使用料)

第10条 本規程に定めるところにより JHA が、第三者に対して日本代表としての肖像等を使用させ、肖像使用料を受領した場合には、本規程別紙1に定めるところにより、日本代表メンバーとの間で肖像使用料を分配等するものとする。但し、JHA は、日本代表メンバー、所属チーム等の承諾を得た上で、広報・マーケティング担当の承認を経由し、事務局長による決裁のもと、個別のケースごとにこれを変更することができる。

(元日本代表としての肖像)

第11条 JHA は、かつて日本代表メンバーであって現在日本代表メンバーとしての立場がなくなった者（以下「元日本代表メンバー」という）について、同人から委託を受けた日本代表としての肖像等につき、本規程第5条に定める権利を行使することができる。

2. JHA が第三者に元日本代表メンバーの肖像等を使用させる場合、本人の承諾を得なければならない。この場合の肖像使用料は第三者と当該元日本代表メンバーが協議して決するものとする。
3. 元日本代表メンバーが、日本代表としての肖像等を使用する場合、JHA 及び JHA のスポンサー並びにその他の利害関係人の利益を害することのないように細心の注意を払わなければならない。
4. 元日本代表メンバーが日本代表としての肖像等を使用したことにより、JHA の利害関係人またはその他の第三者との間に紛争等が生じた場合、元日本代表メンバーの責任と負担によりこれを解決するものとする。また、JHA に損害が生じた場合、当該元日本代表メンバーはその賠償の責に任じるものとする。

(日本代表メンバー以外としての肖像)

第12条 日本代表メンバーの日本代表としての肖像等以外の肖像等は、本規程の適用を受けない。

2. JHA の定める「チーム及び選手登録規程」により JHA に登録する選手の肖像等の取扱いについては本規程に準じるものとする。

(その他)

第13条 本規程の定めがない事項については、JHA、日本代表メンバー、所属チーム等の当事者間による誠意を持った協議により円満な解決を図る。

2. 前項の規定にもかかわらず、当事者間で協議が整わなかった場合には、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構のスポーツ調停規則に従ってなされる調停により解決されるものとする。

(適用関係)

第14条 本規程は昭和63年7月9日より施行された財団法人日本ハンドボール協会競技者資格規程第3条第2項、および第10条に優先して適用されるものとする。

2. 本規程の規定と矛盾する、本規程に先行して施行される規定が存在する場合には、本規程中の各規定が優先して適用されるものとする。

本規程は、平成30年(2018年)4月1日から施行する。

改訂 平成31年(2019年)2月16日